

令和5年第12回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月） 午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第3号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

報告第7号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 石井富貴和

次 長 菊池 智司

係 長 河野 広美

主 事 後藤 聖弥

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ちょっと時間早いですが、ただいまから令和5年11月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	それでは、本日の出席委員は全員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 11番 恩田委員、12番 戸邊代理、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局にお願いします。
河野係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 議案第1号1番、2番につきましては、大熊委員の同居の親族からの申請でございますので、議事参与の制限に該当しますので退席をお願いいたします。

大熊委員	(一時退席)
議長	再開をいたします。 議案第1号1番及び2番につきましては、関連がありますので一括して審議をいたします。 それでは、議案第1号1番及び2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「番匠免〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。 議案第1号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成五丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。 なお、こちらの2件の案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は石井委員の担当でございます。石井委員に内容説明をお願いいたします。
石井委員	それでは、議案第1号1番の説明をさせていただきます。 申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので省略させていただきます。 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明) 次に、引き続き、議案第1号2番の説明に入らせていただきます。 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明) 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号1番及び2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 それでは、議案第1号1番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1 番 家庭内贈与 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第 1 号 2 番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

2 番 家庭内贈与 (全員賛成)

議長

それでは、大熊委員の入室をお願いいたします。

大熊委員

(入室)

議長

続きまして、議案第 1 号 3 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第 1 号 3 番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「小谷堀〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。

なお、こちらの案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は、恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第 1 号 3 番の説明をいたします。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 代理から。
戸邊 会長職務代理	(挙手により質問) 事務局にお伺いします。 〇〇さんの従事日数30日ということですが、この要件というのはあるんですか、ないんですか。昔、60日と聞いた記憶があるんですが。
河野係長	基本的には1人当たり60日以上というのがあると思いますが、世帯の耕作実数で150日以上あるということを確認しています。
戸邊 会長職務代理	ということは、従事日数がゼロでも大丈夫ということ。これから始めるという。
河野係長	4月の法改正で3条の許可要件としては新規の就農者も今は大丈夫です。
議長	ほかにございますか。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 3番 家庭内贈与 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第2号に係る申請地のビデオ上映】
議長	それでは、再開をいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第2号1番、2番、3番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「資材置場」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第2号1番についての説明をさせていただきます。

譲渡人、権利種類、土地の表示、施設の概要につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地につきましても、ビデオどおりでございますので省略させていただきます。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的といたしますと資材置場、ここで理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までの距離が大体1.7km、車で4分程度ということでございます。

申請地の利用計画といたしましては、資材置場、中古車ということになりますが33台、使用時間は大体朝の9時から5時ぐらいまでということでございます。搬入時期ですね、出入りはその時間帯に行いますということでございます。

隣地の同意はあります。

被害防除ですが、南側出入口です。アスファルト舗装5m掛ける6.5m、マウンドアップから10cm、雨水流出防止の高さですね。アコーディオンフェンス、新設ブロック塀1段から3段、プラスネットフェンス、これが80cmということでございます。会社看板もつけます。東側、新設ブロック塀1か

ら3段、プラスネットフェンス、これは80cmです。西側、ブロック塀1段から3段、プラスネットフェンスで80cm、北側、新設ブロック塀で4段、プラスネットフェンスが80cm、水路敷きに新設コンクリート打設、これは10cmでございます。敷地内は砂利敷きです。

その他といたしましては、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 資材置場 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、計2筆「〇〇㎡」、施設概要「店舗用地(指定給水装置工事店)」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたし

ます。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第2号2番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほどの事務局の説明と同様でございます。省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的が店舗用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までの距離及び時間ですが、約4km、車でおよそ10分です。

利用計画といたしましては、店舗、資材置場、車両置場となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、南側、RC高さ80cmプラス安全鋼板3m、会社看板、停止線、門扉1.5m、コンクリート打設10cm、東側、RC80cmプラス鋼板、高さが3m、アイドリングストップ看板、水路敷きコンクリート打設、西側、RC110cm、安全鋼板が2メートル、北側、RCが高さ110cmプラス鋼板が高さ3m、水路敷きコンクリート打設5cm、敷地内は砂利引き及びアスファルト舗装、以上が被害防除でございます。

そのほかでございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2 番 店舗用地 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第 2 号 3 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長 議案第 2 号 3 番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、計 3 筆「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員 それでは、ただいまから議案第 2 号 3 番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましても、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明につきましてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的が貸駐車場用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地までの距離及び時間ですが、約 200m、徒歩で 1 分です。

利用計画といたしましては、整備前の車両置場 13 台、修理後車両置場 8 台、修理車両置場 11 台、オークション会場より購入した車両置場 12 台となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、南側、新設ブロック 3 段、メッシュフェンス 1m、アイドリング看板、東側、新設ブロック 3 段、メッシュフェンス 1m、アイドリング看板、西側、新設ブロック 3 段、メッシュフェンス 1m、出入口部分アスファルト舗装、北側、新設ブロック 3 段、メッシュフェンス 1m、会社看板アイドリング看板、停止線、出入口部分アスファルト舗装 8m×6m、アコーディオンゲート。敷地内は砂利敷きです。誓約書があります。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

譲受人が土地を購入し、〇〇に駐車場用地として貸し出します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第2号3番についての説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

採決の結果、全員賛成であります。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

3番 貸駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程します。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読を求めます。

河野係長

議案第3号1番、申出人住所・氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「三郷3丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和〇〇年〇〇月〇〇日。以上です。

議長

この案件は大久保委員の担当であります。大久保委員に内容説明を求めます。

大久保委員

議案第3号1番の説明をさせていただきます。

(申請人住所・氏名、現地について説明。)

生産緑地の従事状況でございますが、〇〇さんは家族従事者として登録されており従事日数は100日でした。以上をふまえ主たる従事者として問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま議案第3号1番についての説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第３号１番に賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議長	採決の結果、全員賛成であります。原案のとおり承認いたします。
議長	ここで暫時休憩といたします。 開会時間２時３５分をお願いいたします。
	【10分暫時休憩】
議長	それでは、再開をいたします。 続きまして、その他（１）審議会、協議会の報告について、報告事項はありますか。
	【挙手なし】
議長	（２）その他報告事項について、報告事項はありますか。
	【挙手なし】
議長	続きまして、事務局からの連絡について、次長から説明をお願いします。
菊池事務局次長	事務局からの連絡事項について説明します。 ①農地利用状況調査について 以上です。
議長	続きまして、農業振興課からの連絡事項について、係長から説明をお願いします。
河野係長	農業振興課からの連絡事項について説明します。 ①三郷市都市農業振興基本計画（案）のパブリックコメント実施について 以上です。
議長	以上をもちまして、今月の総会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ

戸邊
会長職務代理

さまでした。

閉会に当たり、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議ありがとうございました。

今月の総会では、農地法第3条が3件、第5条が3件、許可相当になりました。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、1件が承認となりました。

審議内容の確認をするとともに、円滑なる総会運営にご協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。